

陳 情 文 書 表

平 2 7 陳 情 第 9 号	平成 2 7 年 1 0 月 2 9 日 受 理
件 名	介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区桜木町 3 - 9 横浜平和と労働会館 3 階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 土谷 正明
陳 情 の 要 旨	
<p>超高齢社会を迎えた我が国において、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した、「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には37.7万人の介護人材が不足するとされています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題であり、国が責任を持って解決・改善に当たるべきです。</p> <p>全国労働組合総連合が平成25年度に実施した「介護施設で働く労働者のアンケート」では、介護従事者の賃金が、全産業労働者の賃金より平均で約9万円も低くなっています。同アンケートによれば、介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」が44.7%、「仕事が忙しすぎる」が36.9%、「体力が続かない」が30.1%となっています。また、「十分なサービスが提供できていない」は回答者の4割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密になっている」が約8割と群を抜いています。このように、介護保険制度の開始当初より言われていた「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されていません。</p> <p>国は、介護職員の低賃金の改善を図るため、平成27年度の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を強化しました。しかし、同時に基本報酬が引き下げられており、事業者は経営状況の後退による賃金の引き下げや職員採用の非正規職員への切り替えを実施するなど、追い詰められています。</p> <p>厚生労働省の「平成26年介護事業経営実態調査」では、多くの施設で法定の人員配置基準以上の職員配置をしていますが、配置人数の引き下げを検討する事業所も出てきており、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。</p>	

本来、国の責任で行うべき介護従事者の処遇改善、安全・安心な介護体制の最低限の保障を事業者に委ねていることや、あるいは処遇改善に係る財源について、介護保険料や利用料負担に転嫁する対応では抜本的な改善を図ることができないことは、これまでの経過を見ても明らかです。

そのため、介護従事者の人材確保・離職防止の実質的な対策及び安全・安心な介護体制の確立を図るためにも、以下の項目について、地方自治法第99条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情します。

陳情事項

国費により次に掲げる事項の実現を図ること。

- 1 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての介護従事者の処遇改善を図ること。
- 2 介護施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げ、夜間の人員配置についても改善すること。